

広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十九号

#### 広島県公有財産管理規則の一部を改正する規則

広島県公有財産管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(財産事務の合議) 第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 所属換え、会計換え、分類換え(土地改良財産等の譲与に関する条例(昭和四十二年広島県条例第三十六号)第三条第一項の規定による土地改良財産の分類換えを除く。) 又は同一所属内における財産の管理について分掌の変更(以下「分掌変更」という。)をしようとするとき。</p> <p>三 一六 (略)</p> <p>七 普通財産を処分しようとするとき。(土)地改良財産等の譲与に関する条例第三条第一項の規定により県有財産を譲与しようとするときを除く。)</p> <p>八 一 一 (略)</p> <p>(土地の境界の表示等) 第十七条 第十四条第一項の規定により受領した物件については、当該物件が土地であるときは隣接地の所有者又はその代理人の立会いの上、境界線上の重要な箇所(耐久性及び明示性を有する標識を速やかに設置しなければならぬ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、土地の境界に関する特別の事情があるときは、境界線付近の重要な箇所に、同項に規定する標識を設置することができる。</p> <p>(取得による引継ぎ) 第十八条 課の長は、物件又は権利を取得した場合において、当該取得した物件又は権利が当該課に所属しないときは、別記様式第十一号による引継書(関係書類を添え、遅滞なく、当該財産を管理すべき課又は地方機関の長に引き継がなければならない。)</p>	<p>(財産事務の合議) 第十条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 所属換え、会計換え、分類換え(土地改良財産の譲与に関する条例(昭和四十二年広島県条例第三十六号)第三条第一項の規定による土地改良財産の分類換えを除く。) 又は同一所属内における財産の管理について分掌の変更(以下「分掌変更」という。)をしようとするとき。</p> <p>三 一六 (略)</p> <p>七 普通財産を処分しようとするとき。(土)地改良財産の譲与に関する条例第三条第一項の規定により県有財産を譲与しようとするときを除く。)</p> <p>八 一 一 (略)</p> <p>(土地の境界及び建物の表示等) 第十七条 第十四条第一項の規定により受領した物件については、当該物件が土地であるときは隣接地の所有者又はその代理人の立会いの上、境界線上の重要な箇所(別記様式第七号による標識を速やかに埋設し、当該物件が建物であるときはその見やすい箇所に別記様式第八号による標識を遅滞なく掲げなければならぬ。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、土地の境界に関する特別の事情があるときは、境界線上又は境界線付近の重要な箇所に、同項に規定する標識に準ずる耐久性及び明示性を有する標識を埋設することができる。</p> <p>(取得による引継ぎ) 第十八条 課の長は、物件又は権利を取得した場合において、当該取得した物件又は権利が当該課に所属しないときは、関係書類及び図面を添え、遅滞なく、当該財産を管理すべき課又は地方機関の長に引き継がなければならない。)</p>

2| 前項の規定により財産の引継ぎを受けた課又は地方機関の長は、別記様式第十二号による受領書を当該財産を取得した課の長に送付しなければならない。

3| 教育財産とする目的で物件又は権利を取得したときは、財産管理課長又は宮繕課長は、別記様式第十一号による引継書に係る書類を添え、速やかに、これを教育委員会に引き継がなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

(所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更の手続き)

第二十条 課の長は、所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更をしようとするときは、次に掲げる事項のうち、必要な事項を明らかにするとともに、財産台帳又はその副本に係る書類を添え、知事の決裁を受けなければならない。

一 所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更の理由

二 所属換え又は分掌変更にあつては、その相手方

三 その他参考となる事項

2 課の長は、所属換えを受けようとするときは、その旨を当該財産の所属する課の長に通知しなければならない。

(分類換え及び所属換えによる引継ぎ)

第二十一条 課に所属する行政財産の用途を廃止したときは、当該課の長は、財産台帳又はその副本に係る書類を添え、財産管理課長又は第三条第二項ただし書の規定により当該財産が所属することと定められた課の長にこれを引き継がなければならない。

2 所属換えをしたときは、当該財産が所属していた課の長は、財産台帳又はその副本に係る書類を添え、当該財産が所属した課の長にその引継ぎをしなければならない。

3 前二項の規定により財産の引継ぎを受けた課の長は、当該財産を受領した旨を当該財産が所属していた課の長に通知しなければならない。

(財産の現状変更)

第二十三条 (略)

一 (略)  
二 借地である場合は、第十三条第一項第六号に掲げる書類

(財産の貸付期間)

第二十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号又は

2| 教育財産とする目的で物件又は権利を取得したときは、財産管理課長又は宮繕課長は、速やかに、これを教育委員会に引き継がなければならない。

3| 第二十一条第二項及び第三項の規定は、前二項の財産の引継ぎについて準用する。

(所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更の手続き)

第二十条 課の長は、所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更をしようとするときは、別記様式第九号による調書に係る書類を添え、知事の決裁を受けなければならない。

2 課の長は、所属換えを受けようとするときは、別記様式第十号による要求書を当該財産の所属する課の長に提出しなければならない。

(分類換え及び所属換えによる引継ぎ)

第二十一条 課に所属する行政財産の用途を廃止したときは、当該課の長は、別記様式第十一号による引継書に係る書類を添え、財産管理課長又は第三条第二項ただし書の規定により当該財産が所属することと定められた課の長にこれを引き継がなければならない。

2 所属換えをしたときは、当該財産が所属していた課の長は、別記様式第十一号による引継書に係る書類を添え、当該財産が所属した課の長にその引継ぎをしなければならない。

3 前二項の規定により財産の引継ぎを受けた課の長は、別記様式第十二号による受領書を当該財産が所属していた課の長に送付しなければならない。

(財産の現状変更)

第二十三条 (略)

一 (略)  
二 移築又は移設先が借地である場合は、第十三条第一項第六号に掲げる書類

(財産の貸付期間)

第二十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に規

第五号に規定する貸付けについては、特に必要があると認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

3 (略)

(処分の手続)

第四十三条 普通財産の処分をしようとするときは、課の長は、別記様式第四号による処分調書に次に掲げる書類のうち必要なものを添え、知事の決裁を受けなければならない。

一―四 (略)

五 随意契約により譲渡する場合は、別記様式第二十四号による譲受願

六―九 (略)

(財産の引渡し)

第四十四条 普通財産の譲渡(交換を含む。以下同じ。)をしたときは、課の長は、速やかにこれを引き渡し、当該譲渡の相手方から受領書を徴さなければならない。

(証拠書類による台帳の記載)

第五十九条 (略)

一・二 (略)

三 所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更に係るものについては、その決裁書

四・五 (略)

附則

1・2 (略)

3―7 (略)

定する貸付けについては、特に必要があると認めるときは、同号に定める期間を超えて貸し付けることができる。

3 (略)

(処分の手続)

第四十三条 普通財産の譲渡(交換を含む。以下同じ。)をしようとするときは、課の長は、別記様式第四号による処分調書に次に掲げる書類のうち必要なものを添え、知事の決裁を受けなければならない。

一―四 (略)

五 随意契約により譲渡する場合は、(交換する場合を除く。)は、別記様式第二十四号による譲受願

六―九 (略)

(財産の引渡し)

第四十四条 普通財産の譲渡をしたときは、課の長は、速やかにこれを引き渡し、当該譲渡の相手方から受領書を徴さなければならない。

(証拠書類による台帳の記載)

第五十九条 (略)

一・二 (略)

三 所属換え、会計換え、分類換え又は分掌変更に係るものについては、その決裁書、引継書及び受領書

四・五 (略)

附則

1・2 (略)

3 別記様式第七号の規定は、当分の間、県営林については適用しない。

4―8 (略)

別表第一中「並びに測量者の職氏名及び印」を「及び測量者の職氏名」に、「ならびに作成者の職氏名および印」を「及び作成者の職氏名」に改め、同表付図様式第一号から付図様式第三号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第7号から様式第10号まで 削除

様式第11号

財 産 引 継 書 (略)	
次のとおり <u>財産</u> を引き継ぎます。	
(略)	
(略)	(略)
財産の所在	(略)
所属換えを必要とする理由	_____
(略)	
(略)	

改正前

様式第7号

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

財 産 引 継 書 (略)	
_____年 _____月 _____日付けで所属換えになった <u>財産</u> を次のとおり引き継ぎます。	
(略)	
(略)	(略)
財産の所在	(略)
(略)	
(略)	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。